



長野県報

6月9日(月)
平成26年
(2014年)
第2579号

目 次

告 示

解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）	1
公共測量の実施（2件）（建設政策課）	1

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（2件）（県民協働課）	1
---------------------------------	---



長野県告示第299号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年6月9日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
長野市鬼無里日影字大久保6217の4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第301号

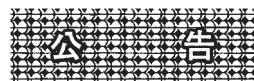
松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成26年6月9日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（松本市基本図修正）
- 2 作業期間
平成26年5月19日から平成27年3月13日まで
- 3 作業地域
松本市

建設政策課



長野県告示第300号

麻績村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成26年6月9日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（上水道施設台帳作成）
- 2 作業期間
平成26年4月14日から平成27年3月27日まで
- 3 作業地域
東筑摩郡麻績村

建設政策課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年6月9日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成26年5月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人飯島中川政経人会議
- 3 代表者の氏名
下平洋一
- 4 主たる事務所の所在地
上伊那郡飯島町飯島2414番地1

5 定款に記載された目的

混沌とした時代に生き残るためにも、より一層の自主性と自立性を高めた住民意識の行政参画が待たれないと痛感し、ここに生業の活動拠点を置く政経人としてこのまちの文化経済の発展を強く願う立場から、多種多様の経験と知識と情報をもつ政経人が互いに英知を結集して、先進的文化経済情報の発信を企画し、また独創的で個性的なまちづくりに広く民意を集め研究し、政策提言を行い、もって地域文化経済の一層の発展を図ることを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年6月9日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成26年5月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふくろうS UWA

3 代表者の氏名

義経 恵美子

4 主たる事務所の所在地

茅野市玉川4011番地1

5 定款に記載された目的

本会は、障害者及び高齢者や子供その家族、地域住民に対して自立と社会参加、生活支援及び介護、一時預かり、権利の擁護に関する事業と、それらを支えるためのネットワーク作りを行ない、福祉の増進に寄与することを目的とする。

県民協働課